

第 134 回 科学技術部会	資料3
令和 5 年 3 月 10 日	

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の所管省庁変更への対応について（案）

## 1. 趣旨

- 現在、文部科学省及び厚生労働省は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 36 条に基づき、ヒト受精胚に係る研究に関する行政指導指針として、
  - ・ ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下「ART 指針」という。）
  - ・ ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号。以下「ゲノム編集指針」という。）を示しているところ。
- 今般、内閣府の外局として、こども家庭庁が設置され、厚生労働省の事務の一部が同庁に移管されることに伴い、両指針について、所要の改正を行うもの。

## 2. 改正の内容

### （1）ART 指針

- ART 指針に係る事務については、現在、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室及び厚生労働省子ども家庭局母子保健課が行っているところ。
- 今般、子ども家庭局母子保健課の事務がこども家庭庁に移管されることに伴い、主務大臣に係る規定（研究計画の適合性についての確認先、研究終了報告書の提出先等）について、「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び文部科学大臣」に改める。

### （2）ゲノム編集指針

- ゲノム編集指針に係る事務については、現在、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室並びに厚生労働省健康局難病対策課及び子ども家庭局母子保健課が行っているところ。
- 今般、子ども家庭局母子保健課の事務がこども家庭庁に移管されることに伴い、主務大臣に係る規定（研究計画の適合性についての確認先、研究終了報告書の提出先等）について、「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官、文部科学大臣及び厚生労働大臣」に改める。

## 3. 適用期日等

告示日 令和 5 年 3 月下旬（予定）

適用期日 令和 5 年 4 月 1 日